慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「議会主義の合理化」の担保機関としての憲法院の誕生 (1)
Sub Title	La naissance du Conseil constitutionnel : analyse des idéologies à travers les débats sur l'élaboration de la Constitution de la Ve République (1)
Author	田中, 将人(Tanaka, Masato)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2025
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). No.145 (2025. 6) ,p.121- 164
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20250615-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「議会主義の合理化」の担保機関としての憲法院の誕生（1）

田　中　将　人

一　序　論
㈠　本稿の対象・目的
㈡　本稿に先行する研究における問題状況の確認
㈢　本稿における問題提起
二　戦間期における新たな「議会主義」の誕生
㈠　政治実践における議会制の有効性の危機とその対応
㈡　憲法改革運動における「議会主義の合理化」の提示
（以上、本号）
三　憲法院の誕生
㈠　「憲法裁判所」から憲法院へ――起草過程前期における機関としての位置付けの不在
㈡　「議会主義の合理化」を担保する憲法院へ――憲法諮問委員会における憲法院構想の転換
四　まとめにかえて
（以上、146号）

一　序　論

㈠　本稿の対象・目的

フランス憲法院は現在、合憲性審査（違憲審査）を通じて人権を保障する機関として日本憲法学において広く知られている[1)]といえる。1971年7月16日の結社の自由判決[2)]が決定的な契機となり「人権保障機関へのメタ

1）　辻村みよ子・糠塚康江『フランス憲法入門』（三省堂、2012年）95-96頁、初宿正典・辻村みよ子編「新解説世界憲法集 第5版」（三省堂、2020年）211頁。

2）　Cons. const., 16 juillet 1971, n°71-44 DC, *Loi complétant les dispositions des*

モルフォーゼ」[3] を経験し、憲法院は裁判機関としての性格を強化し続けてきた。2008年の合憲性事後審査導入と2010年の運用開始以降、憲法院の裁判機関化はさらに加速していると一般に評価される[4]。

他方、第五共和制憲法制定時に憲法院はむしろ、人権保障機関ではない合憲性審査機関として構想されていた。1958年から1971年までの憲法院は当初の構想に忠実に「公権力の監視機関」として、特にrationalisation du parlementarisme（「議会主義の合理化」）を担保する機関として機能していたと評価される。

ただ、日本憲法学では1958年の新憲法での憲法院設置について十分な分析が尽くされてきたとは言い難い[5]。特筆すべきは、憲法院の「人権保障機関へのメタモルフォーゼ」が機関そのもののあり方やイメージを刷新したのみならず、憲法学の中心的パラダイムを転換する決定的な出来事であった。この「パラダイムシフト」とは学説上の実定法秩序の認識が法律中心主義から法規範段階説へ移行したことを意味する[6]。法律中心主義を正当化していた「議会中心主義」的な憲法・政治制度は1930年代にすでに学説や政界から強く批判され、その改革が望まれていた。憲法院の設置

---

articles 5 et 7 de la loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association.

3）山元一「憲法院の人権保障機関へのメタモルフォーゼ―憲法院結社の自由判決（1971年7月16日）」同『現代フランス憲法理論』（信山社、2014年）371-378頁。

4）小林真紀・蛯原健介・菅原真『フランス憲法と社会』（法律文化社、2023年）73頁。

5）憲法院に関しての議論を紹介する研究として、安田寛「フランス憲法院の成立とその後」「法と正義」編集委員会編『法と正義RECHT UND GERECHTIGKEIT』（比較法学会、1993年）502-517頁、池田晴奈「1958年憲法におけるフランス違憲審査制の制定経緯―2008年憲法改正による事後審査制導入から見る―」同志社法學（同志社大学）63巻5号（2011年）447-475頁、岡田信弘ほか「フランス憲法院の『原像』と『現像』―憲法院関係者の『証言』―」北海学園大学法学研究（北海学園大学）54巻4号（2019年）126-96頁がある。

6）M. GREN, *Le changement de paradigme constitutionnel. Étude comparée du passage de la suprématie législative à la suprématie constitutionnelle en France, en Israël et au Royaume-Uni*, Paris, Dalloz, coll. Nouvelle Bibliothèque de Thèses, 2019.

を単なる歴史の一出来事ではなく、現在まで続くフランス憲法学のパラダイムをもたらしていく決定的一アクターの誕生とみることで、時系列や憲法・政治思想の変化をより意識した分析が可能になると思われる。

そこで本稿は1930年代のフランスで提示された議会と政府の関係性に関する革新的見解、つまり、「議会中心主義」的な憲法・政治制度を解体するために提示されたrationalisation du parlementarismeが第五共和制憲法における憲法院の誕生の足掛かりとなったことを実証することから、憲法院設置についての体系的な理解を提供する。

㈡　本稿に先行する研究における問題状況の確認

本節では、従来の日本のフランス憲法研究におけるrationalisation du parlementarismeと憲法院の設置の理解を整理する。ここでの先行研究についての検討の目的は、日本の研究において「憲法院の設置」とrationalisation du parlementarismeの関係についての理解が不十分であるということを示すことにある。本稿によれば、それは従来の研究におけるrationalisation du parlementarismeについての不明瞭な理解に起因していると考える。

1　1930年代の憲法改革運動において誕生したrationalisation du parlementarismeの理解

ここで何よりも注目しなければならないのは、日本憲法学がフランス憲法学におけるrégime parlementaireの訳語として「議院内閣制」という言葉を用いてきたが、両者の間には明確な違いが存在することである。それを踏まえなければ、当時のフランスにおけるrationalisation du parlementarisme、さらに第五共和制憲法における憲法院設置を十分に理解できないと思われる。そこで両国の憲法学における内容理解の違いを明確にすることを通じて、日本の先行研究におけるrationalisation du parlementarismeの理解の問題点を示す。

⑴　検討の前提 ――「議院内閣制」と « régime parlementaire »

ここでの検討の目的は、日本憲法学の議院内閣制とフランス憲法学の

régime parlementaireの理解の間に「ズレ」が存在ことを提示することである。

王政復古期以来のrégime parlementaireの理解によれば、政府が議会によって形成されることは必ずしも求められず、議会が政府に対して自律していることこそがrégime parlementaireの標識となっていた[7]。これに対して、1930年代以降に登場した理解においては、政府が議会によって形成されなければならず、かかる政府が議会に対し政治的責任を有する関係が成立しているところにこそrégime parlementaireの特徴をみるようになった。戦後まもない日本憲法学はフランス憲法学における議論を参照することで議院内閣制論を展開した。

より具体的に「議院内閣制」は戦後、宮沢俊義が第三共和制の学説を参照にrégime parlementaireを「議院内閣制」として理解し、この理解が定着していった[8]。1951年に公表された論稿にて宮沢は「行政府と立法府とが一応分立した上で、行政府が立法府に対して政治的な責任を負う」[9]政治制度と議院内閣制を定義し、日本国憲法は明治憲法が予定していたプロイセン型の議会と政府の関係を清算し徹底的な議院内閣制を採用した[10]と述べた。さらに宮沢は政治責任と解散権が揃った「イギリス型」と後者に欠けた「フランス型」を提示し、日本では「イギリス型の方向にすすむことが、憲法全体の精神に適合する」[11]と評価した。ただし、宮沢は主にフランスとイギリスの差異に注目をしており、政府の形成については言及を

7）R. CARRÉ DE MALBERG, *Contribution à la théorie générale de l'État. Spécialement d'après les données fournies par le droit constitutionnel français*, t. 2, Paris, Sirey, 1922, p. 75, note 43. Raymond Carré de Malbergによると、第三共和制においては大統領が内閣（政府）の形成権、つまり、大臣の任命権を有していた。

8）小堀眞裕『英国議会「自由な解散」神話 解釈主義政治学からの一元型議院内閣制論批判』（晃洋書房、2019年）113頁。

9）宮沢俊義「議院内閣制のイギリス型とフランス型―比較法的考察―」比較法雑誌1巻1号（1951年）102頁。

10）同上、122頁。

11）同上。

していない。さらに、宮沢はフランスの1930年代の学説上の議論よりもそれ以前の議論に注目をした。このことから、宮沢の「議院内閣制」の理解は1930年代以降一般的になっていくフランスにおけるrégime parlementaireとも、特に、解散権と政府の形成方法について「ズレ」がみられるといえる。

しかし、1968年に樋口陽一が「各［国家］機関の存立を根拠づける正当性の分立」[12]に着目し、一元型議院内閣制と二元型議院内閣制を構造的に峻別する。そこで、「『落水型』＝議会集中型」という同様の構造がみられるイギリスとフランス第三・第四共和制について、制度の構造に加え政党状況の視角から、イギリスでは「行政府強化の志向」をフランスでは「立法府への権力集中」を生んだとの機能的類型を提示した[13]。樋口は、宮沢が「議院内閣制を『権力分立』ないし『均衡』としてとらえ」[14]たことに対し、この論考が機能分析を欠いた類型論であるとして批判するものであった[15]。さらに、樋口は宮沢によって特別注意が払われなかった民主的正統性と第三共和制後期における学説に着目することで、政府形成方法も議院内閣制の一要素として捉える[16]。以降、学説では一元型議院内閣制に特に焦点が当てられたが、1980年代以降、これまでの類型論から制度

12） 樋口陽一「現代西欧型政治制度の類型論―権力分立概念にもとづく類型論の再検討―」同『議会制の構造と動態』（木鐸社、1973年） 6頁、原文ママ。

13） 同上、31頁。

14） 樋口陽一「議院内閣制の概念」小嶋和司編『ジュリスト増刊 法律学の争点シリーズ2』（有斐閣、1978年）146頁。

15） 宮沢と樋口の見解の違いは本稿でも重要であるので若干の追記をしておく。高橋和之によると、宮沢と樋口は「イデオロギー的機能」について見解を異にした。「イデオロギー的機能」を、宮沢は建前（理念）と憲法による制度化の間のずれとし、樋口は憲法上の制度とその運用の間のずれとしたと整理される。いずれにしても宮沢と樋口の政治制度分類論に関する論稿には少なからずイデオロギー批判の手法が共通するが、その相違は着眼点に由来すると思われる。高橋和之『国民内閣制の理念と運用』（有斐閣、1994年） 5－7頁、及び、 7頁、脚注8を参照のこと。

16） 樋口・前掲注12）23-29頁。

論[17]へと「一歩すすん」[18]だ「本質論」が展開されるようになった。この制度論的本質論においては「責任本質説」と「均衡本質説」が対立していく。

以上のように日本憲法学において議院内閣制論が発展し制度論的側面が強調されていくと、小嶋和司が指摘したように議院内閣制論は内閣のあるべき姿を示すテーゼ[19]としての性格を強めていった。このような状況においては、若き宮沢俊義により独裁政と対比され[20]影山日出彌[21]や樋口陽一[22]により民主主義の一形態として論じられてきた議会制や議会政といった概念――つまり、民主主義の実質を議会という機関に充塡した政治体制[23]――とは分類関心を大きく異にしている[24]と評価できる。

他方、フランス憲法学において政治制度の一類型であるrégime parlementaire（議会制）はその実質を支えるparlementarisme（「議会主義」）という憲法・政治思想（イデオロギー）の意味的変遷とともに内実を発展させてきた。そこで簡潔ながらrégime parlementaireという政治制度の類型とparlementarismeという憲法的イデオロギーの関係を示しておきたい。

まず、前者は日本においても小嶋和司によりすでに紹介されている通り、政治制度の一類型であり、régime conventionnel、régime présidentielや

17）代表的な論者として少なくとも高橋和之と佐藤幸治を挙げることができる。この点について、高橋・前掲注15）や佐藤幸治『日本国憲法と「法の支配」』（有斐閣、2002年）のほか、飯野賢一「内閣機能の強化を支える議論をめぐって」早稲田法学（早稲田大学）80号3巻（2005年）301-323頁を参考のこと。

18）樋口・前掲注14）。

19）小嶋和司『憲法学講話』（有斐閣、1982年）163頁。

20）宮沢俊義『転回期の政治』（岩波書店、2017年）。

21）影山日出彌「現代国家と民主主義―議会制民主主義論―」法の科学2号（1974年）99-135頁。

22）樋口陽一「議会制民主主義の神話と現実」現代の眼10巻10号（1969年）24-33頁、同「議会制民主主義における近代と現代―影山日出弥氏の見解を手がかりに」法律時報49巻7号（1977年）118-123頁。

23）本秀紀「民主主義の現在的危機と憲法学の課題」同編『グローバル化時代における民主主義の変容と憲法学』（日本評論社、2016年）13頁。

24）小嶋・前掲注19）。

régime monarchiqueとともに政治制度の分類であるとされてきた。つまり、政治制度の分類の「知的、及び、学術的な」目的は各類型の特性を明確にすることで具体的な実定法上の政治制度に関する法的ディスクールの基礎に据えるということである[25]が、この類型論自体発展を続けてきた。現在、特に議会が中心的または支配的な要素である類型としてrégime parlementaire、régime d'assemblée（gouvernement d'assemblée[26]；régime ou gouvernement conventionnel[27]；régime des partis[28]、また、日本においては議会統治制との訳語）が用いられることがある。特に本稿に関係するrégime parlementaireとrégime d'assembléeの現在の意味の区別が定着したのは第三共和制後期から1958年であった。この期間には、これまで政策の選択と統合を行う「討論」の場を議会[29]としてきたparlementarisme[30]の射程を政府まで拡大し、parlementarisme rationalisé（または、単純に

25） M. TROPER, « Les classifications en droit constitutionnel », *in Pour une théorie juridique de l'État*, Paris, PUF, coll. Léviathan, 1994, p. 258.

26） P. BASTID, *Le gouvernement d'assemblée*, Paris, Éditions Cujas, 1956, 402 p.

27） この用語は類型論が用いられる前から存在し、1792年に設置された国民公会（Convention nationale）のもとでの政治体制を指す。特に、A. LE PILLOUER, « La notion de "régime d'assemblée" et les origines de la classification des régimes politiques », *RFDC*, vol. 2, n° 58, 2004, pp. 320-321を参照のこと。

28） この用語は第四共和制以降、Charles de Gaulleにより好んで用いられたことで知られる。1962年に大統領直接選挙制導入の際にもこの概念が援用された（cf. Ch. DE GAULLE, « Allocution radiodiffusée et télévisée prononcée au palais de l'Élysée du 7 novembre 1962 », *in Discours et messages*, t. 4, Paris, Plon, 1970, pp. 46-47）。

29） 尾形典男「議会主義の神話―現実政治の診断―」同『議会主義の政治理論』（岩波書店、1987年）442頁。

30） parlementarismeはフランスにて復古王政以降形成された憲法思想であるが、第三共和制後期まで執行府の政治責任が考慮されることはなかった。Cf. J. BOUGRAB, *Aux origines de la Constitution de la IVe République*, Paris, Dalloz, coll. Nouvelle Bibliothèque de Thèses, 2002, pp. 46-52 ; S. PINON, *Les réformistes constitutionnels des années trente. Aux origines de la Ve République*, Paris, LGDJ, coll. Bibliothèque constitutionnelle et de science politique, 2003, pp. 197-202 ; H. TRUCHOT, *Le droit constitutionnel de René Capitant*, Paris, Dalloz, coll. Nouvelle Bibliothèque de Thèses, 2020, pp. 197-202.

parlementarisme）と呼ぶようになる。そこで、これまでparlementarismeに対応してきた「［理論上は］均衡の制度とされたが、実際には一議院が［政府と一方の議院に対し］支配的地位を維持する議会制度」[31]はrégime d'assembléeと呼ばれるようになった。こうして、同一の内容の政治体制を実定法の変化からというよりも視角の変化によりparlementarismeからrégime d'assembléeと再定義したが、この再分類にはイデオロギーの重要性が指摘されるべきである。

つまり、日本憲法学において現在、議院内閣制論は内閣に関する制度論として展開される傾向があるため「本質論」的性格を有しているが、フランスの学説は「本質論」を展開することなくまずは各類型の特徴を示すことで、例えば、第五共和制憲法下の政治制度を分類することを主な目的とする。「本質論」と「分類論」には大きな隔たりがあると思われる。

そこで本稿はrégime parlementaireとrégime d'assembléeの現代的意味の分類論の起源となった1930年代のparlementarismeの実質的変容を分析するが、この思想の変化は1930年代以降の議会制のみならず、1958年の憲法院の設置にとって重要な足掛かりとなった。フランスにおける委任立法を研究した村田尚紀がすでに分析しているように、戦間期の「議会主義の構造変化は、憲法［…］そのものを維持しつつ憲法秩序の枠組」を「媒介する思想の変化を随伴」[32]することで進んだ[33]。この指摘は戦間期の議会のあり方について議会制度のみならずその基礎付をする憲法思想に注目

31）　M. TROPER, F. HAMON et P. BRUNET, *Droit constitutionnel*, 44e éd., Paris/La Défense, LGDJ/Lextenso, coll. Manuels, 2023, p. 118.

32）　村田尚紀『委任立法の研究 フランス現代憲法における授権法』（日本評論社、1990年）29頁。

33）　樋口陽一は1930年の独仏について、議会制民主主義の精神的伝統・遺産がなかったゆえ戦争と賠償の疲弊から議会制が機能する決定的前提条件が欠落していったドイツと、議会制そのものの否定をすることなく、内閣の不安定を改革によって改善しようとするフランスを対照的に紹介する。この指摘はフランスにおける議会に関する政治思想の重要性を強調しているといえる。この点、樋口陽一「議会制民主主義と直接民主主義―その神話と現実―」同『議会制の構造と動態』（木鐸社、1973年）251-254頁を参照のこと。

する必要を的確に表明している。このparlementarismeの実質的変容・刷新こそ、最広義のrationalisation du parlementarisme（「議会主義の合理化」）である。

⑵ Rationalisation du parlementarismeに関する先行研究をめぐる問題状況

Rationalisation du parlementarismeという用語は1928年にBoris Mirkine-Guetzévitch（以下、BMGとの略称を用いる場合がある）により初めて用いられてから現在まで広く戦後フランスの議会政の特色を示すように用いられており、これまで日本憲法学においてもrationalisation du parlementarismeやparlementarisme rationalisé[34]というフランス憲法学の概念について研究がなされてきた。福岡英明はparlementarisme rationalisé に「合理化された議会制」という訳語をあて「立法手続における政府の主導と（議会による政府の）統制機能の脆弱化を特質とする議会制」[35]と示す[36]。この定義はナシオン主権と代表制論という二つの正統化原理に加え、執行府に対し大きく優位していた議会の権限に制約を加えることを捉えている。そして、これまで議会自律権に属していた立法過程にも憲法上規定された範囲内で政府の介入を認めたことも定義の要素としている。つまり、広義には議会と政府の関係を執行権の強化をして改善する傾向を、そして狭義にはこれまで議会の自律権を制約する傾向を両立した中心要素として把握する定義

34） 本稿においては現在のフランス憲法学においても一般的であるように、rationalisation du parlementarismeとparlementarisme rationalisé を同義語として用いる。この点、A. LE DIVELLEC, « Parlementarisme rationalisé: la dénaturation d'un concept doctrinal sous la Ve République », *in La vocation du juriste universitaire. Mélanges à la mémoire de Pierre-Henri Prélot*, Bayonne/Paris, Institut francophone pour la justice et la démocratie/LGDJ/Lextenso, coll. Colloques & Essais, 2024, p. 176を参照のこと。これらの原語に対応する「議会主義の合理化」、「合理化された議会制」や「合理化された議院制」等の訳語も同様の扱いをする。

35） 福岡英明『現代フランス議会制の研究』（信山社、2001年）p. 2.

36） 同様の理解をする論考として、勝山教子「フランス第五共和制における“合理化された議院制”の構造とその改革（一）」同志社法學（同志社大学）40巻6号（1989年）77-115頁がある。

が一般的といえるが、後者を特に強調する定義も散見できる[37]。特に、徳永貴志は、より最近の論稿において、「広義の合理化」が「議会の立法作用に政府が介入できる領域及び権限を拡大しつつ、政府に対する議会の統制権限は極力制限すること」[38]を指し、「狭義の合理化」は議会に政府を支持する安定的多数派が存在しなくとも、政府の提案する法律案を迅速に決定させること」[39]を指すと理解する。

以上のように日本憲法学において、「議会主義の合理化」に関する論考でrationalisation du parlementarismeをより限定して定義するという意味的な変化が確認できるが、フランス憲法学でもほぼ同様の傾向が指摘されている[40]。

そこで本稿は、第三共和制後期から1960年代までのrationalisation du parlementarisme概念の動向を分析した大石眞による本概念の体系的整理に注目し、若干の批判的分析を試みる。

フランスにおける議会制度の研究で議会自律権の金字塔と評価される業績を残した大石はrationalisation du parlementarismeの概念を時期と内容から整理したといえる。まず時期については第二次世界大戦を、さらに内容については立法府と執行府のいずれかに優位性が認められるかを区別の基準とする。そこで、大石は1920年代の「合理化された議院内閣制」を中東欧の憲法制定にみられた「執行府に対する立法府の優位を確保し、議会による政府責任の追及の手続を憲法典に明文化する」[41]ことと定義し、「執行府に対する大いなる不信を示し」[42]ながら「議院内閣制の運用の態様

37）例えば、大山礼子『比較議会政治論』（岩波書店、2003年）67頁がある。
38）徳永貴志「合理化された議院制の展開」山元一・只野雅人・新井誠編『講座政治・社会の変動と憲法：フランス憲法からの展望 政治変動と立憲主義の展開　第1巻』（信山社、2017年）p. 320.
39）同上。
40）A. LE DIVELLEC, « Parlementarisme rationalisé: la dénaturation d'un concept doctrinal sous la Ve République », art. cit.
41）大石眞『議院自律権の構造』（成文堂、1988年）116頁。
42）同上、117頁。

を、成文法と形式的機構によって表し」[43] た概念であると評価する。他方、第二次世界大戦後の「合理化された議院内閣制」について、「執行権の安定性を確保するために、政治責任追及の方法を成文法的に規律すること、またはむしろ主として議会における議事方法の規律および立法手続に関して詳細にわたって憲法的に規律する」傾向であると定義し、先の概念とは対照的に「政府の安定性を狙いとして提出され」[44] た概念であると指摘する[45]。このように大石は、時期によってparlementarisme rationaliséの意味が異なることを意識している。特に第二次世界大戦後の傾向について、「合理化された議会制度」と呼ぶのがより適切かもしれない[46] とニュアンスをもたせた評価をするが、こうして整理された二つの概念は「形式的規定の効用を確信」し「議院と政府との関係を合理化する」という共通点を有すことを強調し、「区別することなく、［…］両者を含むものとして用いることにしたい」[47] との再整理を施す。

しかし、以上の概念の再整理は、1930年代以降第五共和制憲法起草過程まで問題とされ続けたフランスにおけるrationalisation du parlementarismeの対象を不明瞭にするリスクを有するように思える。このような視点から本稿における大石の概念整理への批判は二点に及ぶ。

第一に、大石は第三・第四共和制を議院内閣制とみるが、このような見解は特殊日本的な論争性を帯びるといえる。大石は第三共和制憲法が制度上議院内閣制を採用したという前提に立つが[48]、樋口陽一は「事実上は、

43） 同上。
44） 同上。
45） ここでの政府の「安定性」とは、一般的に執行権の強化の傾向と同義である。
46） 大石は「用語の問題としても、［第二次世界大戦以前の中東欧の傾向］に―その由来を重んじて―『合理化された議院内閣制』という用語をあて、［第二次世界大戦後の、特にド･ゴール憲法の下で語られる『合理化された議院内閣制』］には、むしろ『合理化された議会制度』とでも称する方が、適切かのように思われる」と評価をする。大石『議院自律権の構造』前掲注41）117頁を参照のこと。
47） 同上、118頁。
48） 同上、117頁。

従来の範疇からする議院内閣制としては類別できない独特の制度として機能している」[49]と評価し、議会統治制（gouvernement d'assemblée ; régime d'assemblée）として整理する。この見解の相違は実定法上の政治責任規定に着目する実定法主義的分析と実践において議会中心の制度運用を認識する経験主義的分析という方法論の相違により生じたと考えられる[50]。ただし、このような論争的性格は日本に固有である。つまり、制度論的かつ実定法主義的視点からは確かに第三共和制憲法がすでに議院内閣制を採用していたとの評価は全く正当であるといえるが、フランス憲法学では時系列上、そもそも第三共和制後期から議院内閣制の要素を含んだparlementarisme概念への刷新が提起され始めたとみるのが一般的である。この概念刷新は本稿が序章以下前半部で分析対象とするように1930年代以降に主張された。加えて、当該期間にこれまでの伝統的なparlementarismeを中心的構成要素とするrégime d'assembléeとの新たな類型が用意され、刷新されたparlementarismeを「真正な」régime parlementaire[51]として分類する類型論が誕生した。この類型論が政治的ディスクールにおいてもしばしば援用された[52]ことからも当時の憲法・政

49）樋口陽一「議院内閣制における多数派と選挙制度―　第四共和制フランスの議院内閣制についての一考察―」同『議会制の構造と動態』（木鐸社、1973年）141頁。

50）大石眞は宮沢俊義から学問上の影響を受け、宮沢と同様に制度運用よりも制度そのものを分析の対象とする傾向がある。この点、制度運用に着目をする樋口とは分析手法が異なる。大石眞・曽我部真裕「インタビュー 憲法学の拡がり―議会制度・憲法史・宗教制度」憲法研究14号（2024年）10頁を参照のこと。

51）P. BRUNET, A. LE PILLOUER et M. TROPER, « Le parlementarisme authentique suppose de rompre avec la confusion des rôles entre chef d'État et chef de gouvernement », *Le Monde*, 21 août 2024.

52）例えば、Ch. DE GAULLE, « Conférence de presse, 16 mars 1950 », *in Discours et messages,* t. 2, Paris, Plon, 1970, p. 324 : « Nous avons expérimenté, nous Français, tous les systèmes électoraux possibles et aucun n'a jamais pu compenser la malfaisance du régime des partis. En particulier, c'est une aimable plaisanterie que de dire, comme on le fait parfois, qu'il suffirait d'établir en France un système majoritaire pour que l'État soit régénéré ». Nous soulignons.

治制度上の実践的問題として広く共有されていたといえる。

第二に、大石は「形式的規定の効用を確信」し「議院と政府との関係を合理化する」という共通点に注目することで二つの概念が同一であると評価したが、革命以来の伝統的憲法思想からの転換を意味する執行府の強化の傾向はフランスにおける憲法思想史上非常に重要な出来事であった。同時期の隣国ドイツでは議会制を形骸化し勢力を伸ばすナチスドイツがあり、さらに議会政治の手詰まりを抱えていた国内政治の状況で伝統からの転換を図りながらも régime parlementaire を活かす道が模索されたのである。つまり、大石の論稿のこの行間には本来、フランス流の「議会制民主主義の生存をかけた執行権の強化（« la survie contemporaine［de la démocratie parlementaire］exig［ait］le renforcement de l'exécutif »）」[53] が語られるべきであった。よって本稿では執行権の強化を伴った rationalisation du parlementarisme が当時の議会中心的政治制度の行き詰まりを解決する救済手段として、いかなる糸口を手掛かりに数ある可能性（« champ des possibles »[54]）から導かれ、主張されたかを分析する必要がある。そして、この選択の延長線に憲法院の誕生を見据える。そこで注目すべきは、徐々に一般化していく委任立法の政治実践を通じ、執行府に法的ルールを形成する権限――「法規制定権限（pouvoir normatif）」[55] ――を与えるという主

53） P.-H. PRÉLOT, « Les orientations nouvelles du droit constitutionnel à la faculté de droit de Strasbourg dans les années 1930. Courtes réflexions à partir de deux lettres inédites de Raymond Carré de Malberg et de René Capitant à Marcel Prélot », *in* T. PASQUIET-BRIAND（dir.）, *Spicilegium Juris Politici, Mélanges offerts à Philippe Lauvaux*, Paris, Éditions Panthéon-Assas, coll. Hors collection, 2020, p. 858.

54） J. CHAPOUTOT, *Le grand récit. L'introduction à l'histoire de notre temps*, Paris, PUF, 2021, p. 339.

55） フランスでは法の概念について長らく形式的概念の一元論が支配的であった。厳格に形式意味の法は以来、「一般意志の表明である法律のみである」という法律中心主義（Légicentrisme）というイデオロギーに支えられ続けた。第三共和制後期から第五共和制憲法制定期において代表制論を維持しながら parlementarisme を刷新することで、民主主義論から法律中心主義に批判を加え、法の射程がいわゆる「行政立法」（委任立法）や一部の命令（独立命令）まで拡

張が拡大していく傾向である[56]。

以上の予備的考察からrationalisation du parlementarismeは訳出が困難な概念であり、特に「議会制の合理化」や「議院内閣制の合理化」との訳語を充てることで原語との「ズレ」が生じるといえる。このような訳語の選択により、これまで日本憲法学においてrationalisation du parlementarismeが十分に理解されてこなかったと予想することも難くない。以下、本稿では便宜上、直訳に最も近く、議会に関するイデオロギーをその構成要素の中心に捉える「議会主義の合理化」の訳語を用いる。また、parlementarismeについても同様に「議会主義」の訳語を用い、さらに、régime parlementaireとrégime d'assembléeはそれぞれ、議会制と議会統治制との訳語で統一する。

2　「憲法院の誕生」に関する先行研究をめぐる問題状況

憲法院は「議会主義」に適合する人権保障機関ではない合憲性審査機関として構想され、第三共和制後期にGaston JèzeやLéon Duguitらにより展開された違憲審査制導入の議論が直接の影響を与えたとはいえない。他方、Hans Kelsenが憲法裁判所論をすでに提示していた通り[57]、人権保障

大される。本稿では、便宜上、大石眞の「法規（法律）」、「法規命令」や「受任（委任）による法規命令」との用語に注目し、法執行を伴わない「法規」を規定する自律的存立基盤を有した権限を「法規規定権限」と呼ぶ。用語の整理については、大石眞「立法の権限分配の原理（一）」法學（東北大学）42巻4号（1979年）381-422頁を参照のこと。この権限はのちにpouvoir normatifと呼ばれるようになる。この点について特に、J. MEUNIER, « La rhétorique du gouvernement des juges et la répartition des compétences normatives dans les travaux préparatoires à la Constitution de 1958 », *in* P. FRAISSEIX (dir.), *Mélanges Patrice Gélard. Droit constitutionnel*, Paris, LGDJ/Montchrestien, coll. Mélanges, 1999, pp. 117-125を参照のこと。

56）日本憲法学ではrationalisation du parlementarismeの概念からこの実質的画定が導かれることについては分析の対象にされてこなかったといえる。ただ、大石眞は法律の実質的画定を「議会主義の合理化」に含めない論者の一人であり、独立した分析がされた。大石『議院自律権の構造』』前掲注41）113頁、及び、同上、381-422頁を参照のこと。

57）H. KELSEN, « La garantie juridictionnelle de la Constitution », *RDP*, t. 45, n°

機関ではない合憲性審査機関の構想もフランス憲法院に特殊とはいえない。むしろ憲法院構想の特殊性は「議会主義」の内容的刷新に適合した構想にあるといえる。さらに憲法院は、「de Gaulle憲法」と呼ばれる第五共和制憲法において例外的にCharles de Gaulleの直接関与なしに構想された[58]。第五共和制憲法の五つの「基本原理」を定めた1958年6月3日憲法的法律はde Gaulleの主導によって作成された[59]が、これらの基本原理に憲法裁判所の構想は含まれていなかった。他方、この五大基本原理の第二原則は立法府と執行府の「法規制定権限」の有効な分配を予定していた。

しかし日本において、1930年代に提示された「議会主義の合理化」が議会と政府の間の「法規制定権限」の配分を求めることを通じて第五共和制憲法で憲法院誕生を決定づけたと分析する論考は提出されていないように思われる。本稿はこのような視角に立ち憲法院の誕生を分析するが、日本においては既に憲法院が議会の監視という目的で設置されたという見解が提出されている。

フランス憲法訴訟制度を主な研究分野とする植野妙実子によると、「憲法院の創設は、1958年憲法の一般的観念によって説明される。それは、議会を、とりわけ国民議会を犠牲にして、執行権を強化することを考えるものだったが、国民議会議員は直接に普通選挙で選ばれる代表者でもあった。そこで、議会に、その権限の枠組みのなかにとどまることを強いるための効果的なメカニズムを設立することが必要とされた」[60]と説明される。そして、François Luchaireを引用しながら「議会が憲法を曲げることがな

2, 1928, pp. 197-257.

58） L. NOËL, *Comprendre De Gaulle*, Paris, Plon, 1972, p. 134は、「Le général de Gaulleは、フランスに憲法院を設置するという構想とは無関係だった。この構想は、Michel Debréを中心に組織された『作業部会』によって形成された」と回顧する。

59） Ch. CHABROT, « Ceci n'est pas une Ve République », *RFDC*, vol. 82, n° 2, 2010, pp. 265-266.

60） 植野妙実子「憲法裁判の歴史と憲法院」同『フランスにおける憲法裁判』（中央大学出版部、2015年）10-11頁。

いように監視する」ことが憲法院設置の本質的な目的であったと紹介し[61]、その理由としてまず組織法律と議院規則の合憲性の必須審査を挙げる。確かに、第五共和制憲法制定過程では議会を含むすべての公権力に憲法を遵守させるべきとの議論が展開された[62]。ただし、第五共和制憲法はフランスが議会制に留まり議会統治制に再帰することがないように構想され、憲法院は議会制民主主義を担保しこのような再帰を防止するために設置された機関である。さらに、憲法院構想の過程では憲法院による政治的介入を徹底的に避けるように議論が進行した。つまり、制定過程において憲法院の位置付けを理解するには、憲法院が議会の監視をしながらも議会制を直接弱めることなく[63]、むしろ議会制民主主義を担保する機関といえるのかについての理解が重要になる。以上のような包括的な理解には「議会主義の合理化」の概念と憲法院との関係の把握が不可欠である。

しかし、憲法院は始めから明確な構想を内包していたとはいえず、先述した1930年代の政治状況のように、数ある可能性（« champ des possibles »）への対峙の末に誕生した。この構想の過程では、憲法裁判所設置の可能性が排除され、gouvernement des juges（「裁判官統治」）のリスクが回避された。つまり憲法院構想が最終案に落ち着くまで、残りの可能性がいかに排除され、最終構想である「議会主義の合理化」を支える機関の構想がいかに正当化されたか分析されなければならない。

㈢　本稿における問題提起

本稿は以下、二部から構成される。まず前半部で、「議会主義の合理化」

61）　同上、11頁。

62）　R. DEJEAN *in Documents pour servir à l'histoire de l'élaboration de la Constitution du 4 octobre 1958,* vol. 2, Paris, La Documentation française, 1988, p. 282. Ci-après, *DPSHEC*, vol. 2.

63）　浜田豊「憲法裁判権と議会制の関係に関する一考察―「合理化された議会主義」における憲法裁判所の役割・再論―」桐朋学園大学研究紀要（桐朋学園大学）17集（1991年）211頁。重ねて、同「『合理化された議会主義』における憲法裁判所の役割―解散権をめぐる西独憲法裁判所の判決を素材として―」桐朋学園大学研究紀要（桐朋学園大学）16集（1990年）183-199頁も参照のこと。

の概念の批判的再定位を行い、当時の経済危機が議会主導の政治に停滞をもたらしたことで、執行府に「権威（autorité）」と「自由（liberté）」を与える新たな「議会主義」が提示されたことを示す。ここで重要なのは、執行府の「権威」と「自由」が執行府の民主的正統性と執行府の能動性をそれぞれ意味し、「議会主義の合理化」が政府の政治責任の所在を担保することで、自律的に「法規制定」を行う権限を執行府に授権することも可能にしたということである。以上のような「議会主義の合理化」の概念の批判的再定位は、後半部で行う第五共和制憲法起草過程における憲法院の設置に関する議論について、分析の視座とツールを提供する。そして、具体的な分析を通じて、議会と政府の権限配分の均衡を実践上で維持するために憲法院がその担保機関として位置付けられたことを提示する。

二　戦間期における新たな「議会主義」の誕生

ここでの検討の目的は、旧憲法パラダイムが疑問視された1930年代のフランスにおいていかに「議会主義」の概念の刷新が試みられ、新たな議会制（régime parlementaire）の構築が目指されたかを分析することにある。

戦間期においてフランスにおける「議会主義」は、政治の不安定に対応する方法としての委任立法が徐々に一般化していくことを契機に、これまで憲法的パラダイムであった機関段階説という権力分立観が疑問視されていく。このような「議会中心的」や「議会絶対的」と形容される「議会主義」の概念に対し、体系性を有した新たな「議会主義」の概念は第三共和制後期の1930年代から提示されていく。以上の概念刷新は憲法改革運動に取り込まれていく。憲法改革運動は1930年からレジスタンス期にかけて「絶対的議会主義の暴走に対し、有効に対応する」という共通の目的を有した政治家と法学者による運動である[64]。この運動は当時の政治社会を

64）S. PINON, *Les réformistes constitutionnels des années trente. Aux origines de la Ve République, op. cit.*, p. 28.

大きく三分した運動の一つで[65]、多くの政治家と法学者を巻き込んだ。その中でも本稿はBoris Mirkine-GuetzévitchとRené Capitantの論考に特に注目する。BMGは「議会主義の合理化」を初めて提唱した論者として、比較法研究から政府の形成と政治責任という要素に着目し、さらに、政府と議会の関係を「議会主義」の中核に据えることで結果的に憲法改革運動を支えた。他方、Capitantはストラスブール学派の中心人物として、Raymond Carré de Malbergに影響を受けながら「第三の道」として執行権を強化した議会制を提示した。Capitantはその後、ストラスブールで同僚であったMarcel Prélotとともにde Gaulleと緊密な友好・政治関係を保っていく。加え、CapitantとPrélotはストラスブール（やベルリン）からドイツ国民社会主義を研究したことでも知られる。このような土地的、知的環境において、従来までの「議会主義」でもファシズムでもない「第三の道」を提示したのである。

以上の整理から、本稿はまず委任立法の一般化を、従来までの「議会主義」の概念に対する問題提起のきっかけとなった政治実践の一例として捉え、その経緯を検討し、戦間期において憲法・政治実践を支えていた「議会主義」というイデオロギーと委任立法の一般化の間に生じていた「ズレ」を明示する。当時の学説はこの「ズレ」を単に実定憲法の解釈問題とすることなく、「第三の道」構築の手がかりとすることで「議会主義」の概念の刷新を追求した。

㈠　政治実践における議会制の有効性の危機とその対応

フランスにおいて委任立法は1910年代、特に第一次世界大戦前後にその企ての数が明らかに増加する。1918年の制限的委任立法（特別委任）は一部戦後にも続く執行権の強化への機運を形成した[66]と評価されるが、権

65）　J.-É. CALLON, « Présentation », *in* B. MIRKINE-GUETZÉVITCH (dir.), *La République française. Décembre 1943-décembre 1946,* Paris, La Mémoire du droit, 2019, pp. 12-13.

66）　E. LEMAIRE, « Le désaccord du parlement et du gouvernement sur “la Constitution du pouvoir politique en temps de guerre”: l’échec du projet Briand

力分立が認められる共和制憲法下[67]において、初めての立法全権委任は1926年8月3日に成立した。

そこで本節において、1926年に立法全権委任が成立するに至るまでの第三共和制における委任立法の企てを整理し、その後1930年代において委任立法の実践が一般化される過程を検討する。

1　1926年以前の立法委任の企て――「議会主義」による執行権強化の傾向の源流

1910年代の第一次世界大戦下において、1916年に全権委任法案が提出されるが成立せず、1918年には制限的な立法委任（特別委任）が実施された。

1914年8月3日にドイツがフランスに宣戦布告をしたことでフランスが正式に第一次世界大戦に参加する。前日の8月2日にすでに戒厳令が発令されていたが、戒厳令に関する1848年8月9日法律は軍部に全権委任を認める規定や委任によって政府に例外立法を認める規定を有さなかった。さらに第三共和制憲法も戦争等の例外状況を予定していなかった[68]。このような状況において議会は開戦直後の8月に戦争遂行に必要な法律を成立させる。その後1914年9月3日から12月22日まで閉会し、12月22日から23日にかけて召集された臨時会では議論が交わされることなく法律が

sur les décrets-lois（déc. 1916-jan. 1917）», *Juspoliticum*, vol. 13, 2016, p. 85.

67）　M. TROPER, *La séparation des pouvoirs et l'histoire constitutionnelle française*, reprod., Paris, LGDJ/Lextenso, 2015, p. 14は、フランス憲法史において共和制憲法以外の憲法では明確な権力分立が認められないこと前提としている。本稿ではTroperが分析対象にした1791年憲法、1793年憲法、共和暦3年憲法、1848年憲法に加え、第三共和制憲法、第四共和制憲法、第五共和制憲法を共和制憲法と呼ぶ。

68）　J. BARTHÉLEMY, « Le droit public en temps de guerre », *RDP*, vol. 33, n° 1, 1916, pp. 555-566によると憲法は戦争等の例外状況を予定していなかったので、戦時中の議会の機能について、議会の機能を停止するべきとする学説と戦時中も議会を中心にしながら一部の権限を政府に委任するべきとする学説が対立していた。

成立する[69]。一方当時の政府は、戦時対応（conduite de la guerre）をデクレによって行っていた[70]。ここで問題となるのは政府の戦時対応が立法権限を侵害していたか否かであるといえるが、立法権限に関して憲法は明確な定義を規定していなかったため、議会は政府に対しての統制権を行使することで立法権限を確保していたといえる。つまり、議会の空席期間で問題になるのは議会による政府の統制が行われなかったことである。その後、1915年１月12日に通常会が召集されると、議会は政府への監視機能を強めながら政府が一定の戦時政策を執り行うための法律を順次採択していく。

しかし、1915年から1917年にかけて戦争の進行とともに法律の必要性も増大し、議事日程は大幅に緊迫していく。1915年には下院で94議事回次（séance publique parlementaire）[71]、元老院では60回次が、1916年には下院で127回次、元老院で72回次が催された[72]。このような戦時政策を執り行うための法律が莫大に数を増やしていった立法状況は、議会制定法により戦時状況に対応していくことへの限界を示し始めていたといえる。

1914年から1916年までの状況は「公式には戦争の遂行は執行府が指揮をとるはずであったが、そのような方針は非常に不明瞭であった」と評価される[73]。つまり、1914年８月には議会が、その後おおよそ３ヶ月間は政府が戦時政治を主導するよう試みるが、再び議会に政治の主導権が戻されたように、戦時初期において戦争の指揮権の所在が不明瞭であった政治状況を示している。1916年以降、議会は主に政府の統制の役割を担っていくことで1914年の３ヶ月間のように再び「消去」されることを恐れ、

69）F. BOCK, *Un parlementarisme de guerre 1914-1919*, Paris, Belin, coll. Temps présents, 2002, pp. 90-91.

70）J. BARTHÉLEMY, « Le droit public en temps de guerre », art. cit., p. 556.

71）本稿で「議事回次」（séance publique parlementaireの訳語）は、議院に付された議題を審議し意思決定をする、本会議を構成する最小単位の会議を意味する。

72）F. BOCK, *Un parlementarisme de guerre 1914-1919, op. cit.*, pp. 245-246.

73）N. ROUSSELLIER, « Le Parlement face à l'Exécutif », *in* J. GARRIGUES（dir.）, *Le parlementarisme de guerre en France et en Europe*, colloque organisé par le Sénat, Paris, 19 juin 2014, ［http://www.senat.fr/rap/parlementarisme_de_guerre/parlementarisme_de_guerre.html（2024年11月13日閲覧）］p. 36.

対抗をしていたが、その一方、政府の統制を通じて議会は政府に対する優位確保していた[74]。この逆説的な均衡が保たれた議会と政府の関係は、政府が議会を主導しながら議会により統制されることで、議会からお墨付きを得て、結果的に政府の権威を強化することを可能にしていったと評価できる[75]。そこで以上のような議会と政府の関係に乗じるように、1916年12月12日に首相に任命されたAristide Briandは同月14日に全権の委任に関する法律案を議会に提出し、政府主導で戦時対応をしていく方針をより明確に表明した。

1916年12月14日法律案は、共和制憲法下で提出された初めての立法全権委任（pleins-pouvoirs）の案であった。この法律は一条から構成され、休戦まで（cessation des hostilités）工業製品と農産物、港湾の整備、輸送・交通、供給、公衆衛生、徴兵と労働、食糧と製品の販売と分配・消費に関する必要な措置を法律ではなく政府命令にて決定することができること、さらには以上の政府命令の内容に違反した場合6月の禁錮、または、10000フランを上限として罰金を個別の政府命令で定めることができると規定した[76]。

翌12月15日には下院にて立法全権委任案についての議会討論が始まるが、共和主義の立場から法案を独裁的と形容し、強い反対を表明する発言が交わされる[77]。対して、Briandは「政府責任を以って必要な措置を採り、［議会は］、特権と権限を以って政府に尋問をし、統制することができる」

74） B. DAUGERON, « Le contrôle parlementaire de la guerre », *Juspoliticum*, vol. 13, 2016, pp. 53-54.

75） *Ibid.*, p. 46.

76） Projet de loi du 15 décembre 1915 *autorisant le Gouvernement, jusqu'à la cessation des hostilités, à prendre toutes mesures commendes par les nécessités de la défense nationale*, reproduit par É. QUINART, *L'émancipations du pouvoir réglementaire*（*1914-1958*）, Paris, Dalloz, 2021, p. 94.

77） *JODP*, Chambre des députés, 15 décembre 1916, p. 3685. 具体的には「これは独裁だ。議会の権威を貶める。」との発言に加え、ナポレオンを引き合いに出す比較（« Avec Bonaparte en moins et Rabagas en plus » ; « c'est le plébiscite après le corps d'État »（Henri Labroue））がなされた。

ことを「憲法上の事実」[78] と強調するが、野次に替わって憲法上実現可能か否かについての議論が深められることはなかった。

しかし、Briandの当発言は、先述の通り、必ずしも「議会の優位性」を意味しない。同時期にJoseph Barthélémyがすでに示していた通り、議会による政府の統制は戦時の状況において議会と政府の対立を意味するものでは必ずしもなく、むしろ協力の意味が強調された[79]。そして、議会による統制は形式的に議会の正統性の射程を政府まで及ばせるということを意味したのである。このような議会統制の理解を「憲法上の事実」とするBriand発言は単なるレトリックに過ぎなかったといえる。

他方、委任立法それ自体については多少の憲法上の議論が展開された。例えば、Maurice Viollette は1916年12月29日付の討論に提出された報告書において、Briandの法律案を「1875年2月25日憲法的法律への侵害を構成する」[80] と評価した。学説上もJoseph Barthélemyが同様の議論を展開した[81] が、当時の学説において1916年全権委任案の違憲性を問う議論それ自体比較的孤立していたと評価されている[82]。Barthélemyの論稿においては厳格な意味での憲法解釈が展開されておらず、イタリア、イギリス、スイスとの比較から、第三共和制憲法における執行府と議会の権限配分が明確であると示し、戦時においても立法権限の委任は違憲であるとされた。ただ、1875年2月25日憲法的法律は、その1条で「立法権限は両院に

78）*Ibid.*.

79）J. BARTHÉLÉMY, « Le contrôle parlementaire en temps de guerre », *in* G. JÈZE *et al.*（dir.）, *Problèmes de politique et finances de guerre*, Paris, Librairie Félix Alcan, 1915, pp. 137–138.

80）M. VIOLLETTE, « Rapport fait au nom de la Commission chargée d'examiner le projet de loi autorisant le Gouvernement, jusqu'à la cessation des hostilités, à prendre toutes mesures commendes par les nécessités de la défense nationale », n° 2836, Chambre des députés, Annexe au procès-verbal de la séance du 29 décembre 1916, p. 67.

81）J. BARTHÉLEMY, « Le gouvernement législateur. Le projet de délégation du pouvoir législatif », *Rev. pol. parl.*, t. XCI, 1917, pp. 5–20.

82）É. QUINART, *L'émancipations du pouvoir réglementaire*（*1914–1958*）, *op. cit.*, p. 95.

よって行使される」と規定するのみで、議員とともに法案提出権を有し、法律を公布し、法律の執行を監視し保障すると規定される３条の大統領権限と比較すると立法権限が定義されていなかったことは明確である。さらに、議会による政府の統制は調査（enquête）、尋問（question/interpellation）によって構成されていた[83]が、いずれも憲法に規定されておらず、特に下院の尋問権は1876年に制定された下院内部規則で規定されていながらも1926年の改革まで実質的内容は実践により形成されていった[84]。

実際には採択されなかった1916年立法全権委任法案は1918年に実現される特別委任の直接の足掛かりとなったと評価される[85]ゆえ、重要である。

1917年11月にGeorges Clémenceauが首相に就任すると、これまで限定されていた政府の戦時対応権限を強化する傾向を強めていくが、1918年２月10日に成立した委任法で全権委任を要求しなかった。

1918年２月10日に成立した委任法[86]は、国民への食糧補給に関する政府命令やアレテ違反について罰則を設け、政府が食糧補給についての必要な措置を取ることができるというものであった[87]。1916年法案が全権委任（pleins-pouvoirs）法案ならば、1918年法が特別委任（pouvoirs-spéciaux）法と呼ばれることには大きく二つの要因がある。つまり、1916年法案とは異なり、委任の対象を食糧補給に限定し罰則規定制定を排除していたこと[88]と、デクレが１ヶ月以内に議会により批准されなければならないとい

83） J. BARTHÉLEMY et P. DUEZ, *Traité de droit constitutionnel*, nouvelle éd., Paris, Dalloz, 1933, p. 694.

84） M. AMELLER, *Les questions instrument du contrôle parlementaire*, Paris, LGDJ, coll. Bibliothèque constitutionnelle et de science politique, 1964, pp. 117-118.

85） É. QUINART, *L'émancipations du pouvoir réglementaire（1914-1958）, op. cit.*, pp. 95-96.

86） Loi du 10 février 1918 *établissant des sanctions aux décrets et arrêtés rendus pour le ravitaillement national.*

87） *JORF*, 12 février 1918, pp. 1515-1516.

88） 村田・前掲注32）26-27頁は、罰則規定を予め委任法に組み込むという手法が実際はデクレ・ロワに一定の大枠を与えたことに過ぎないとして、1916年法案との差がないという批判を紹介する。

う手続上の制限を設けていたことが指摘される[89]。加えて、議会討論全体に法案を全面的に否定するような見解は提出されていなかった[90]。

以上のように、1916年の失敗から1918年の実施への一連の動向において、外見的に大胆な法律案から慎重かつ制限的な[91]法律案へと軌道修正を施したことで、「近代憲法思想において権力制限的な原理として観念されていた」[92]と理解される「議会主義」は戦後に続く執行権強化の機運[93]へ譲歩し始めていたと評価できる。そこで糠塚康江の「政府のほとんどの絶対的権力を確立するものであった」[94]との指摘や、村田尚紀による「議会主義は、1918年法によって［…］独裁体制の外被にされてい」[95]たとの評価は、第一次大戦中に定着した議会と政府の新たな関係を不明瞭にしてしまうといえる。

特に1914年から1920年の期間には議会と政府の関係は三つの段階を経て執行権強化へ向かっていった。まず、第一次大戦直後の1914年９月から1915年１月かけては議会が閉会しており、議会が政治実践から一時的に「消去」されていた。同時期には議会閉会以前の1914年８月に制定された戦時対応のための法律をもとに政府が単独で戦時対応を行っていた。以上の５ヶ月弱の政治状況は議会による立法のみならず、政府に対する統制も行われなかった。次に、1915年１月12日に議会が開会されると、議会空席の５ヶ月間へ反動するように[96]議会は政府統制機関としての性格を

89）　É. QUINART, *L'émancipations du pouvoir réglementaire（1914-1958）, op. cit.*, p. 96.

90）　村田・前掲注32）27頁、及び、*ibid.*, p. 96.

91）　*JODP*, Chambre des députés, 28 décembre 1917, p. 3650.

92）　村田・前掲注32）28頁。

93）　E. LEMAIRE, « Le désaccord du parlement et du gouvernement sur "la Constitution du pouvoir politique en temps de guerre" : l'échec du projet Briand sur les décrets-lois（déc. 1916-jan. 1917）», art. cit.

94）　糠塚康江『現代代表制と民主主義』（日本評論社、2010年）54頁。

95）　村田・前掲注32）28頁。

96）　L. DUGUIT, *Manuel de droit constitutionnel. Théorie générale de l'État, organisation politique*, 3e éd., Paris, E. de Boccard, 1918, p. 205.

平時に比べ[97]強めていった。ただ、政府統制機関の性格の強化は単なる数的増加に加え、議会が戦時中再び閉会されることがなかったため政府統制の役割を継続的に担っていたことも意味する[98]。こうして議会が政府の統制権を政府不信任決議の採択の目的ではなく、政府統制を通じて戦時対応に参加する、つまり、政府の活動に「協力」[99]する目的で行使していくことが定着していき、議会がむしろ政府の権威を承認するように議会と政府との関係が変化していく。1916年の立法の全権委任案もこのような議会と政府の新たな関係に基礎付けられており、このような関係の定着を裏付ける出来事であった。以上の一連の変化の上に成立したのが1918年２月10日委任法であり、法文上実質的に限定された政府の権限はさらに議会により統制されるという構造を有していた。

ただ、以上のような議会と政府の関係は逆説的である。Bruno Daugeronが指摘するように、政府に議会が優位するという権力間の段階構造が成立していたからこそ、政府は議会の権威に腰掛ける形で自らの権威を再確保することができた。他方で、当時の政治は政府が主導していたことは明確であり、実際には政府が提示した条件を受容することで逆説的に議会が機能し続けていたのである[100]。

1918年委任法による独裁的戦時対応が存在したか否かの評価は今日において全くその重要性を欠いている。より重要なのは、1916年法案の失敗に基づいて「慎重かつ制限的に（« avec prudence et modération »）」[101]準備された1918年特別委任法が、第一次大戦中に発展してきた議会と政府の逆説的な関係を決定づける出来事であり、執行権強化の源流として位置付けられるということである。

97） *Ibid.*, p. 206.
98） *Ibid.*.
99） J. BARTHÉLEMY, « Le contrôle parlementaire en temps de guerre », art. cit., p. 137-138.
100） B. DAUGERON, « Le contrôle parlementaire de la guerre », art. cit., p. 46.
101） *JODP*, Chambre des députés, 28 décembre 1917, p. 3650.

2　「委任立法の一般化」における「理論上は禁止されているが実践上は不可欠」というコンセンサスの形成

戦後の1924年1月17日には財政・金融危機に対応するためRaymond Poincaréが新たな委任法案を提出するが、左派の反対により成立しなかった[102]。しかし、1926年に平時にもかかわらず立法委任が実現することを契機に、唯一の自律的法制定権をもつ議会に代わり政府が「立法」を一般的に行っていくことになる[103]。

そこで、本稿ではこの傾向を委任立法の一般化と呼び、本項にて1926年以降1930年代の委任立法をめぐる政治実践の定着を検討する。1920年代以降停滞する経済危機に、政府は、委任立法により対応していく。

1920年代中期にフランスを襲ったフラン暴落の危機に対し、1926年7月16日、第10次Briand内閣が財政全権の委任を求める法案を提出した。共和主義の立場からVincent AuriolやLéon Blumら左派が強く反対し[104]、成立することはなかったが、Briand内閣はすぐに倒閣する。この局面で再び政権についたPoincaréは再びフランの安定と財政改革を目的に議会に対し財政全権を要求する。財政全権の委任法案は代議院に7月28日に提出され7月31日に代議院を通過、8月3日には元老院を通過し、平時の共和制で初めての委任法が成立した[105]。さらに1930年代初期にフランスにも世界恐慌が到来すると、1932年5月に左派カルテルが政権を確保する[106]。この左派カルテル政権後期の1933年12月にCamille Chautempsが財政への対応のために委任立法案を代議院に提出すると、計10日のうちに元老院を通過し成立をみるが[107]、1934年1月27日に倒閣したため実際の立法委任は行われなかった。

102）　村田・前掲注32）34–41頁。

103）　1926年委任法はフランス共和制における初めての全権立法委任と評価される。Cf. M. ORDINAIRE, *La révision de la Constitution,* Paris, Payot, coll. Bibliothèque politique et économique, 1934, p. 42.

104）　*JODP,* Chambre des députés, 7 décembre 1926, p. 4130.

105）　村田・前掲注32）50頁。

106）　同上、56頁。

107）　同上、58頁。

このような1926年以降の委任立法・法案には主に三つの特徴が認められる。まず、1916年委任立法案や1924年委任法案とも共通する第一の特徴として、1926年と1933年の委任法は、デクレによって対応する措置の対象を定めていたことを挙げることができる。1926年法ではフラン危機への措置、そして、1933年法では世界恐慌を発端としながらも国内の不安定な政治状況により即時対応ができず長期化した金融危機への措置が委任法案・法の対象となった。

次に、委任立法案が提出された期間は共通して経済危機に見舞われていたのみならず、フランスが徐々に政治危機に差し掛かっていく時期と一致する。まず、フランスは第一次世界大戦直後に戦後復興を原因とする財政危機を、次に1926年以降のフラン危機、さらには1930年代に世界恐慌を経験する。第一次大戦以降1936年までの期間において経済問題が継続的に選挙戦の争点となったが、左派または右派が長期政権を築くことはなかった。1789年から2022年までのフランスにおける国政選挙を分析したThomas PikettyとJulia Cagéは、戦間期の政治的不安定は政治制度よりもむしろ、継続して経済問題が争点であり続けた選挙戦とその結果成立した政治勢力による対応に原因があると指摘する[108]。まず、経済が主な選挙戦の争点となった戦間期には右派にも左派にも決定的な信頼を寄せ切らない投票行動[109]が下院に「弱い三極化」をもたらした[110]。この「弱い三極化」は中道が15-20%ほどの投票率を確保しながらも、右派、左派、そして中道が単独で過半数を確保できない下院の議席状況を意味する[111]。1919年には右派が、1924年には左派が、1928年には再び右派が、さらに1932年には左派が最大多数を確保したが、実際は以上の四つの選挙はいずれも経済問題を争点としており、右派にも左派にも決定的に信頼を寄せ切らない

108） J. CAGÉ et T. PIKETTY, *Une histoire du conflit politique. Élections et inégalités sociales en France, 1789-2022*, Paris, Seuil, coll. Eco-Histoires, 2023, p. 498.

109） *Ibid.*, p. 496.

110） *Ibid.*, p. 497.

111） *Ibid.*.

投票行動を生んだ。そこで第三の勢力である中道が右派または左派と連携をすることで最大多数を形成したが、最大勢力の獲得議席は50-60%と非常に不安定な最大多数であった。以上から、戦間期の政治的不安定は当時の経済状況における選挙戦の結果に決定的な要因があるといえる。ただし、委任立法については、議会による立法が必須の議会優位の政治制度がこのような不安定な過半数が継続する政治状況と重なることによって委任立法が必要な状況を生んだ。

最後の特徴として、委任立法への共和主義からの反対を挙げることができる。例えば、1926年7月16日Briand内閣委任法に対し、急進党のÉdouard Herriotは立法委任の不可能性そのものが共和主義という信条であると表明し[112]、中道から極左までの拍手喝采を受けた。この状況は1930年代半ばまで続いていく。

しかし、1930年代には立法委任をめぐる政治的対立は徐々に解消されてゆく。1933年委任法案に関する首相演説で「Salut publicに取りかかる」[113]と宣言されてから、代議員に課せられた義務を序列化する必要[114]を意味するSalut publicにより委任立法が正当化されていく。1926年に共和主義の名の下で委任立法に強固反対の姿勢を示したHerriotは1935年にはSalut publicという表現を援用しながら委任立法に賛同する姿勢を示す[115]。このように共和主義へ背反と受け取られていた委任立法が受け入れられていく背景にはフランスにも及びつつあったファシズムの影響に対抗するためSalut publicによって共和国を擁護する[116]という矛盾した政治的妥協があった。

1934年2月28日には右派政権のもとで財政全権の委任法が成立したが、

112）*JODP*, Chambre des députés, 17 juillet 1926., p. 2965.

113）*JODP*, Chambre des députés, 2 décembre 1933, p. 4314.

114）*JODP*, Chambre des députés, 30 mai 1935, p. 1738, reformulé par J. HENNING, *Le radicalisme d'Édouard Herriot et la crise des institutions*（*1905-1954*）, Paris, Dalloz, coll. Bibiothèque parlementaire et constitutionnelle, 2019, p. 376.

115）*JODP*, *Ibid.*, p. 1738.

116）J. HENNING, *Le radicalisme d'Édouard Herriot et la crise des institutions*（*1905-1954*）, *op. cit.*, pp. 379-381.

この法律は予算均衡という抽象的な目的により正当化された初めての委任法であった。この1934年法以降、1940年までに6つの委任法が次々と成立していくが、Émilien Quinartによると、1936年に人民戦線（Front populaire）が政権に就いて以降、1937年から1939年の期間にこれまで反対を固辞し続けていた社会党が委任立法に賛同の立場に転換していき、政治派閥関係なく1930年代中期までに形成された委任立法一般化の傾向が決定的になったといえる[117]。

戦間期のフランスは確かにThomas PikettyとJulia Cagéの指摘の通り、政治制度そのものの問題として捉えるよりも、全ての下院選の結果に共通して、そもそも下院で左派や右派が単独過半数を確保することなく中道に依存することでのみ過半数を確保できた、不安定な最大多数が特徴的な議席状況だったことにまずは注目すべきであると思われる。PikettyとCagéは1920年代のフランスにおいてrégime parlementaireが維持されたのは、逆説的にも政治的不安定を生んだ議会状況がナショナリズム的右傾化を防止したからとも指摘する。つまり、1930年代までのフランスでは下院選において右派と左派の提示する政策が国民の信頼を獲得しきれなかったからこそ、15–20%ほどの得票数しか有さない中道が最大多数形成に欠かせない状況を生み出し、結果的に極右と極左の勢力を弱めたのである[118]。

ただし、このような不安定な議席状況が立法の滞りを生んだことにより、政府の自律的な「法規制定権限」の欠如と議会の優位を意味した従来までの「議会主義」は国内政治の行き止まりを生んだ。つまり、特に立法委任の一般化に注目すると、その背景には一方で経済的危機を根本的な要因とする不安定な議席状況の作出と、他方でこのような議席状況のもとで有効的な対応策を立法委任に求めざるを得なかった「議会主義」があったことが明確になる。そこで、本稿はこれ以降1930年代のフランスで提示された新たな「議会主義」概念を分析する。興味深いことに、立法委任は新た

117） É. QUINART, *L'émancipations du pouvoir réglementaire（1914–1958）, op. cit.*, pp. 98–112.

118） J. CAGÉ et T. PIKETTY, *Une histoire du conflit politique. Élections et inégalités sociales en France, 1789–2022, op. cit.*, pp. 505–506.

な「議会主義」概念のもと具体的な改革案に加えられていく。

㈡　憲法改革運動における「議会主義の合理化」の提示

第三共和制後期に一般化した委任立法によって従来までの「議会主義」の観念と実際の政治実践に「ズレ」があることが一部の学説において認識されるようになったが、この「ズレ」は議会中心政治の有効性の危機を意味した。そこでこのような問題意識が核となり、議会での多数派形成を理論的基盤として維持し第三共和制で培われた「議会主義」の「合理化」を論じる学説と、大統領の復権により政府に議会と大統領への二元的政治責任に服す「議会主義」を論じる傾向が対立するようになった。

1930年前期にはこのような二つの可能性が明確に提示されていた[119]。本稿の関心は、特に、どのように前者が1930年代のフランスを象徴する憲法思想となっていったかということと、いかなる構造を有した憲法思想であったかという二点に及ぶ。

政治実践において「議会主義の合理化」が積極的に提唱された要因として、1930年代に憲法改正が行われることなくこれまでの政治制度が維持されたことと、1920年代にすでに定着していた議会と政府の逆説的な関係が維持され続けたことが挙げられる。さらに、1936年の下院選でFront populaire（左派人民戦線）が勝利しファシズムの国内政治への流入を一時的に防止したことでワイマール憲法下の議会制に類似した二元的議会制を大きく妨げる要因になった。より注目すべきは、前者に属す論者である。まず、一方でBoris Mirkine-Guetzévitchが1920年代における東ヨーロッパ諸国における「議会主義の合理化」の傾向を分析し、その成果を参照することでフランスにおける政治制度の危機に対応する論考を提示した。他方で、Carré de Malbergに続く「ストラスブール学派」はRené Capitantを中心にナチスドイツの批判的な論考とともに議会多数派形成を理論的基

119）R. CAPITANT, « Régimes parlementaires », *in Mélanges R. Carré de Malberg*, réimp.（1933）, Vaduz/Paris, Topos Verlag AG/Edouard Duchemin, 1977, pp. 33-34.

盤として新たな「議会主義」を提示した。両者がともに憲法改革運動へコミットしていき、「議会主義の合理化」がこの運動を象徴する概念となる過程で、執行権への「法規制定権限」の付与による執行府の強化が新たな「議会主義」と結合し分離不可能な最重要要素の一つとなる。

1　Boris Mirkine-Guetzévitchによる「議会主義の合理化」と執行権強化の連関

ロシア出身でユダヤ系の家庭に生まれたBoris Mirkine-Guetzévitchはロシア革命後に政治難民としてフランスへ拠点を移しフランス国籍を取得する[120]が、パリにゲシュタポが上陸した1940年にはニューヨークへ逃れる[121]。1930年代のフランスでは多数派と連携した政府の形成、つまり、parlementarisme majoritaireの概念は定着していなかったといわれる[122]が、BMGはこの前提に立ち「議会主義の合理化」についての論稿を精力的に公表した。

日本でのフランス憲法学研究ではこれまでBMGが提示したrationalisation du parlementarisme（「議会主義の合理化」）とフランス第五共和制憲法におけるparlementarisme rationaliséに間に断絶があると指摘されてきた。このような論考はBMGが提示した第一次世界大戦後の中東欧の憲法の執行府強化の傾向とフランス第五共和制憲法の「議会主義の合理化」がむしろ対立するとの評価[123]から展開された。さらに、立法委任や恒常的な独立命令権の授権が「議会主義の合理化」の主要な要素であったとの指摘はみられない。

そこで、本稿はBMGによる「議会主義の合理化」の内容、当時のフラ

120）S. PINON, « Boris Mirkine-Guetzévitch et la diffusion du droit constitutionnel », *Droits*, vol. 46, n° 2, 2007, p. 183.

121）J.-É. CALLON, « Présentation », *in* B. MIRKINE-GUETZÉVITCH, *La République française. Décembre 1943-décembre 1946*, Paris, La Mémoire du droit, 2019, p. 9.

122）*Ibid.*, p. 12.

123）大石『議院自律権の構造』前掲注41）116-117頁、勝山・前掲注36）112頁。

ンスにとっての「議会主義の合理化」の必要性、さらに、BMGが残した課題を明確にする。まずBMGの「議会主義の合理化」の内容を分析する。

まず、BMGは権力の合理化を「権力に関して明文化されることなく積み上げられた実践を成文法規定に置き換える」[124]と定義し、「議会主義の合理化」を、議会制を支えた「議会主義」まで及ぼすこと捉えていた[125]。つまり、「議会主義」を「正統な権力の源泉としての選挙」[126]と「実効的な政治を行う機関としての執行府」[127]として理解することで、まず「議会主義の合理化」は対議会の政府の政治的責任の追及の手続とその帰結、さらには、政府の形成方法を成文化することを提示した[128]。ただし、これまで議会に対して執行府が優位していたが、執行府の形成方法が明文化されていなかった憲法に議会と連携した執行府の形成手続を新たに成文化することは議会の優位を確立する。このような例としてBMGが提示するのがバイエルン州とプロイセン自由州憲法である[129]。他方で執行府を議会と無関係に形成することはBMGが示したように1920年代の東欧の憲法の一傾向にあたるが、「議会主義の合理化」を意味しない。例えば、BMGは1929年12月7日オーストリア憲法改正について、大統領に大臣任命権を授権したことでオーストリアはparlementarisme rationalisé の制度を「決

124）B. MIRKINE-GUETZÉVITCH, *Les nouvelles tendances du droit constitutionnel*, Paris, Marcel Giard, 1931, p. VIII.

125）*Ibid.*, p. 18.

126）B. MIRKINE-GUETZÉVITCH, « La nouvelle tendance du Droit constitutionnel. Le renforcement de l'Exécutif et le régime parlementaire », *RDP*, t. XLVII, n° 1, 1930, p. 518.

127）S. PINON, « Les idées constitutionnelles de Boris Mirkine-Guetzévitch », *in* C. M. HERRERA（dir.）, *Les juristes face au politique. Le droit, la gauche, la doctrine sous la troisième République*, t. 2, Paris, Kimé, 2005, pp. 88–89.

128）A. LE DIVELLEC, « Parlementarisme rationalisé : la dénaturation d'un concept doctrinal sous la Ve République », art. cit., p. 178.

129）B. MIRKINE-GUETZÉVITCH, « La nouvelle tendance du Droit constitutionnel. Le problème de la rationalisation du pouvoir dans les constitutions de l'Europe d'après-guerre », *RDP*, t. 55, 1928, pp. 19–20.

定的に放棄した」[130] と評価したように、議会または執行府の優位の傾向は比較法上の相対的な傾向に過ぎず、やはり議会による執行府の形成を「議会主義」の中心要素として捉えていたといえるのである。

このように、BMGの論考の理解はしばしば混乱を招きやすいと評価される[131]が、「議会主義の合理化」の前提的構成要素と比較法分析で実際に得られた傾向の評価を区別することでArmel Le Divellecの指摘の通り、その論考はむしろ厳格な内的一貫性を有する[132]と評価できる。加えて、権力の合理化は形式的意味のほか、一定の社会学的かつ実質的意味な意味[133]を内包した。執行府の強化の傾向を特に論じた1930年の論文においてBMGは先述の「議会主義の合理化」の定義に加え、「議会主義の合理化」の概念が、「議会制定法では迅速な対応が困難な技術的社会問題に、議会との関係において形成される民主的執行府がいかに向き合うか」[134]という当時のフランスに固有な問題に向けられている。実際に、議会と連携が取られた当時の執行府を二十世紀初頭の執行府のあり方と比較してより民主的であると評価する[135]。さらに、立法府を強化することで弱体化した執行府は当時の東欧諸国の政治的必要に一致していないと述べ、共通し

130） B. MIRKINE-GUETZÉVITCH, « La nouvelle tendance du Droit constitutionnel. Le renforcement de l'Exécutif et le régime parlementaire », art. cit., p. 496.

131） A. LE DIVELLEC, « Parlementarisme rationalisé: la dénaturation d'un concept doctrinal sous la Ve République », art. cit., pp. 179-180.

132） *Ibid.*, p. 181.

133） Laurence CorréはBMGが明示的にMax Weberを引用しなかったと示しながらも、「議会主義の合理化」とMax Weberの「合理性」概念に類似性が認められると分析する。BMGの「権力の合理化」は、権力者によって恣意的規定された法による支配（domination traditionnelle）から権力者自身も含む各個人が受容可能な非人格的なルールによる支配を意味し、Max Weberによる「法的・合理的支配（domination légale-rationnelle）」への移行と一致する。特に、L. CORRÉ, *Le concept de rationalisation dans la pensée constitutionnelle française: essai d'analyse*, thèse de doctorat, La Réunion, Université de La Réunion, 2010, pp. 43-109, not. p. 92, note 244.

134） B. MIRKINE-GUETZÉVITCH, « La nouvelle tendance du Droit constitutionnel. Le renforcement de l'Exécutif et le régime parlementaire », art. cit., p. 526.

135） *Ibid.*, p. 496.

てこのような東欧諸国が当時、経済危機から戦争を経験するまでに至ったと強調する。そして、民主的な方法、つまり、議会との連携を保って成立した執行府と反ユダヤが進んでいたポーランド等の反民主的かつ独裁的な執行府を区別し、自由と能動性を有した執行府の強化それ自体が問題ではなく、むしろ、立法府の強化により後者に向かう傾向が問題であると断言する。

このように自らの生い立ちを強く反映した評価はBMGが比較法学者として、さらに一市民として、当時のフランス内外の政治状況に直に直面し、あるべき議会制を示した成果であった。

その後BMGは憲法改革運動へ参加し[136]、レファレンダムについても「議会主義の合理化」の見地から論稿を公表したが、一連の論稿は1933年に一度途絶える。Stéphane Pinonは1933年までに提示されたBMGの論考を指して前期Mirkine-Guetzévitch憲法学と区切る[137]。

しかし、BMGは民主的かつ能動的な執行府が必要であると論じながらも、なぜ議会のイニシアティブで形成された政府が能動的な権限を有するべきか、さらに具体的にどのような権限を授権するべきかを明示しなかった。これらの論点を明確にするのが、BMGと同様にナチスを意識し、ストラスブールからあるべき議会制を示したRené Capitantである。

2　「議会主義」の概念刷新における「ストラスブール学派」の貢献

第三共和制中期までの「議会主義」は絶対的と形容され[138]、代表制のもと国民により選出された議会が自律的な「法規制定権限」を独占し執行府は議会に従属をするという「機関段階説（hiérarchie des organes）」が「議会主義」を基礎付けていた。Montesquieuによって提示された国家機能間

136）N. ROUSSELLIER, « La contestation du modèle républicain dans les années 30 : La réforme de l'État », *in* S. BERSTEIN et O. RUDELLE（dir.）, *Le modèle républicain,* Paris, PUF, 1992, p. 324.

137）S. PINON, « Boris Mirkine-Guetzévitch et la diffusion du droit constitutionnel », *Droits,* n° 46, 2007/2, p. 188.

138）R. CARRÉ DE MALBERG, *La loi, expression de la volonté générale,* réimp, Paris, Economica, coll. Classiques, 1984, p. 195 et s..

の分立は、「同一人もしくは同一機関に二つまたは三つの作用が全面的に帰属してはならない」[139] ことを意味し、革命期の憲法思想において権力分立は一つの機関に「全て」の国家機能を授権してはならないという一般的な政治的原則を意味するに留まった[140]。そこでRaymond Carré de Malbergはフランスにおいて革命以来定着していた権力間の段階性を基礎に位置付け、Montesquieuの機能的権力分立を批判し段階性がある機関的権力分立に置き換える。つまり、法律が代表制を通じて主権的な地位と[141]（つまり、ナシオンによる代表集団への始原的委任[142]で行使可能な権力であり）全ての国家機関に強制力を有すことで[143]、立法機関は国家における最高機関性を有すると示した。これは議会による執行府への完全な支配[144]と表現される。このような権力分立観念を基礎に機能していた議会統治政は1920年代から30年代の政治的不安定の状況において先述のような議会の機能不全から、政治的権威の危機を導いた[145]といえる。

20世紀初期のフランスでは、議会と執行府に同格の地位を付与し、機関間の均衡を求める「二元型議会制（parlementarisme dualiste）」が支配的

139） 高橋・前掲注15）314頁。

140） M. TROPER, *La séparation des pouvoirs et l'histoire constitutionnelle française, op. cit.*, p. 121によると、二つ以上の機関に一つの機能を授権できるか否かについては実践上も学説上も意見が分かれていた。

141） É. MAULIN, *La théorie de l'État de Carré de Malberg*, Paris, PUF, coll. Léviathan, 2003, p. 273.

142） *Ibid.*, p. 221.

143） R. CARRÉ DE MALBERG, *Contribution à la Théorie générale de l'État. Spécialement d'après les données fournies par le droit constitutionnel français*, rééd., t. 1, Paris, Dalloz, 2004, pp. 328-329.

144） R. CARRÉ DE MALBERG, *La loi, expression de la volonté générale, op. cit.*, p. 220、及び、時本義昭『国民主権と法人理論［補訂版］』（成文堂、2020年）288頁。

145） J. BARTHÉLEMY, « La crise de la démocratie », *Annuaire de l'Institut international de droit public*, 1930, p. 114 ; G. BURDEAU, *Le régime parlementaire dans les Constitutions Européennes d'après guerre*, Paris, Les éditions internationales, 1932, p. 4.

見解であった[146]。ただし、「二元型議会制」は当時のフランスにおける制度運用のあり方を実証する学説上の見解ではなく、先述の機関段階説を一旦受容し、その上でリベラリズムに基づき当時の政治制度の改革を主張する立場であったと整理される[147]。他方、革命期の分析から権威が有する特徴を象徴的性格（la dimension irréductiblement symbolique）と規範体系における有効な権限（les procédés effectifs du système normatif）に見出した[148]といわれるRaymond Carré de Malbergは、権威を象徴する正統性の危機とはいえない第三共和制の状況において「二元型議会制」を支持することなく、当時の「議会主義」が「議会の最高機関性への転換期」[149]にあると実証的に評価した。「議会主義」を「権力の段階性からなる制度（système de gradation des pouvoirs）」と理解していたCarré de Malbergの目には当時の政治危機が権力段階性を徹底していく過渡期と映ったのである。そこで、「議会と執行府にそれぞれ独立に自己の正当性を引き出す」[150]「二元型議会制」をフランスにおける代表制民主主義に適合しない[151]と評価し「一元型議会制」[152]によって[153]「議会主義」と民主主義の結合を再強化しよう

146） J. BOUGRAB, *Aux origines de la Constitution de la IVe République, op. cit.*, pp. 49-50 ; S. PINON, *Les réformistes constitutionnels des années trente. Aux origines de la V^e^ République, op. cit.*, p. 110.

147） S. PINON, *ibid.*, pp. 108-123.

148） T. BOCCON-GIBOD, *Autorité et démocratie. L'exercice du pouvoir dans les sociétés modernes*, Paris/Varenne, LDGJ/Institut universitaire de Varenne, 2012, pp. 253-254. 端的に、「権威が有する象徴性」は国民主権のもとで代表制から導出される正統性を意味し、「規範体系における有効な権限」とは法律の最高性を指す。

149） R. CARRÉ DE MALBERG, *Contribution à la Théorie générale de l'État. Spécialement d'après les données fournies par le droit constitutionnel français*, rééd., t. 2, Paris, Dalloz, 2004, p. 96.

150） 樋口・前掲注12）17頁、原文ママ。

151） R. CARRÉ DE MALBERG, *La loi, expression de la volonté générale, op. cit.*, pp. 190-192.

152） Raymond Carré de Malbergは「議会主義」の要素に執行府の議会に対する政治責任を含めなかったので、厳密にいわゆる「議院内閣制」と区別をするため「議会制」との用語を用いている。

153） Carré de Malbergにとっては「一元型議会制」に加え、レファレンダムの

と試みた[154]が、Carré de Malbergは「一元型議会制」についていわゆる「議院内閣制」と議会統治制（régime d'assemblée）の区分をしなかったと評価されている[155]。

ただし、1930年代のCarré de Malbergの論考にはこれまでの実証主義的な論考からの変化が見られる。この変化についてRené Capitantは、単なる論理的矛盾だったとするCharles Eisenmannの指摘を退け[156]、おそらく時の政治状況への適応だっただろうとの指摘を残した[157]。この指摘は当時、直感に過ぎないと解されるが、のちにÉric Maulin[158]とChristoph Schönberger[159]によって、1931年以降のCarré de Malbergは議会によって形成される一般意志と国民が形成する一般意志の間に一種のmystification（欺瞞）[160]があるとの論考を軸とし「一般意志主権（souveraineté de la volonté générale）」への批判を展開していくようになったと再整理され

位置付けも重要であった。R. CARRÉ DE MALBERG, « Considérations théoriques sur la question de la combinaison du référendum avec le parlementarisme », *Annuaire de l'Institut international de droit public*, 1931/2, pp. 256-284 ; J. BOUGRAB, *Aux origines de la Constitution de la IVe République, op. cit.*, pp. 117-118を参照のこと。

154） R. CARRÉ DE MALBERG, *La loi, expression de la volonté générale*, réimp, *op. cit.*, p. 196.

155） S. PINON, *Les réformistes constitutionnels des années trente. Aux origines de la V^e^ République, op. cit.*, p. 112.

156） Ch. EISENMANN, « La théorie des fonctions de l'État chez Carré de Malberg », *in Relation des Journées d'Études en l'honneur de Carré de Malberg (1861-1935)*, Paris, Dalloz, coll. Annales de la Faculté de droit et des sciences politiques et économiques de Strasbourg, 1966, pp. 65-66.

157） *Ibid.*, pp. 71-72.

158） É. MAULIN, « Démocratie et représentation dans la pensée de Carré de Malberg », *Droits*, n°22, 1995, p. 135 et s..

159） Ch. SCHÖNBERGER, « De la souveraineté nationale à la souveraineté du peuple: Mutations et continuité de la théorie de l'Etat de Carré de Malberg », *RFHIP*, vol. 4, n°2, 1996, pp. 314-316.

160） *Ibid.*, p. 314 ; G. SICART, *La doctrine publiciste française à l'épreuve des années 1930*, thèse de doctorat, Paris, Université Paris 2 Panthéon-Assas, 2000, p. 94.

た[161]。

このような一連の議会絶対主義の批判において、実際に、Carré de Malbergは議会と政府との関係について、政府に対する議会の優位性が政府の独立性と能動性の剝奪を意味するわけではない[162]とし、むしろ問題なのは憲法が政府に能動性を与える規定を有していないことであると指摘していた[163]。つまり、当時の政治制度と政治実践の間に「ズレ」が認められた状況で、Carré de Malbergも執行権の能動性の欠如を認識しており、「執行権を強化したり、政府に対する議会権力を和らげたりするには、民主的方法で憲法が改正される必要がある」[164]と指摘したのである。

以上のようにCarré de Malbergは国法学の構築を通じてフランス憲法学に貢献し、1920年代にはすでにLéon DuguitやMaurice Hauriouと肩を並べる憲法学者として認知されていた[165]。しかし、Carré de Malbergは初めて論文を公表した時点で53歳、*Contribution à la théorie générale de l'État*の全2巻を公刊し終えた1922年には60歳を超えていた。そこで、1930年にストラスブールに着任した3人の公法学教授（René Capitant, Marcel Prélot, Charles Eisenmann）がCarré de Malbergの知的遺産を一部引き継いだといわれる。ただし、Carré de Malbergと新任教授の三者には方法論的上の共通点は認められず、革命以降の共和主義的性格を有する新たな政治制度の提示を目指し疲弊した国家権威を回復させる論考を共通点とし

161） Ch. SCHÖNBERGER, « De la souveraineté nationale à la souveraineté du peuple: Mutations et continuité de la théorie de l'Etat de Carré de Malberg », art. cit., pp. 314-315.

162） R. CARRÉ DE MALBERG, *La loi, expression de la volonté générale*, réimp, *op. cit.*, p. 221.

163） *Ibid.*.

164） R. CARRÉ DE MALBERG, *La loi, expression de la volonté générale, op. cit.*, p. 213.

165） M. WALINE, « Le mouvement des idées constitutionnelles dans les facultés de droit françaises au cours du premier tiers du XXe siècle », *in Histoire des idées et idées sur l'histoire: études offertes à Jean-Jacques Chevallier*, Paris, Éditions Cujas, 1977, pp. 259-269 ; R. CAPITANT, « L'œuvre juridique de Carré de Malberg », *APD*, n° 1-2, 1937, pp. 87-88.

て有した。本稿は「ストラスブール学派」との用語からこの共通点から構成された1930年代のストラスブールの憲法学者を指す[166]。

特に、当時のストラスブールでは革命以降の共和主義的性格を有する新たな政治制度の提示のために主にファシズムと議会制の批判的研究が並行して行われた。本稿では後者のみを特に取り上げるが、リベラル民主主義に支えられた「議会主義」が頓挫するとフランスにおいてもリベラル民主主義の破綻から生まれたファシズムが到来する可能性があると意識[167]されていた。

そこで、René Capitantが「議会主義」の概念刷新に適合する具体的な法改革案を提示していく。

3　René Capitantから憲法改革運動へ

René Capitant[168]は1933年に« Régimes parlementaires »という論稿にて提示した戦間期のフランスにてあるべき「議会主義」概念を提示した。1934年には*Le réforme du gouvernement*を公刊し、前年に提示した新たな「議会主義」の概念に則り、具体化した改革案を提示した[169]。先述の通り、1933年を最後にBoris Mirkine-Guetzévitchは「議会主義の合理化」に関する論稿を公表しなくなるが、Capitantが民主的かつ能動的な政府への改革案を提示していく。そこでまずこの両者の共通点が政府の議会に対する政

166）　ただし、この学派が誰によって構成されたか、さらに、学派として成立していたかについては論争がある。詳しくは、F. MELLERAY, « L'école de Strasbourg, mythe ou réalité », *in L'esprit des institutions, l'équilibre des pouvoirs. Mélanges en l'honneur de Pierre Pactet*, Paris, Dalloz, 2003, pp. 319–338を参照のこと。

167）　O. BEAUD, « Les premières années du régime national-socialiste（1933–1938）vue par un observateur perspicace, René Capitant », *in* R. CAPITANT, *Face au nazisme. Écrits 1933–1938*, Strasbourg, Presses universitaires de Strasbourg, 2004, p. 20, not. note 52.

168）　René Capitantの議会主義・議会制論を分析した日本における業績として、樋口陽一『議会制の構造と動態』（木鐸社、1973年）1–101頁、及び、高橋・前掲注15）が特に知られている。

169）　同様の指摘として、高橋・前掲注15）51頁がある。

治的責任よりむしろ議会多数派に連関した政府の民主的形成方法に求められることを提示し、次にCapitantは能動的な政府の成立に執行権への「法規制定権限」の付与を条件として見ていたことを示す。

René CapitantはCarré de Malbergに影響を受け、1930年代のCarré de Malbergと同様に[170]議会中心主義を強く批判していく。ただし、1920年と22年に公刊された二巻からなる*Contribution*で、政府や執行府は行政作用の一部として説明され、その形成方法が記述されることはなかった。これはこの著作の関心が議会制（régime parlementaire）ではなく代表制（régime représentatif）に向けられ[171]、第三共和制がいかに代表制の原則を体現しているかが分析されたからだといえる。特に、Capitantによると、Carré de Malbergにとって議会制が問題意識の中心となったのは1930年以降であった[172]。そして、実際に1935年に議会が政府の長の指名権を有するべきであると提示している[173]。

つまり、議会の多数派と連関した首班選出方法にて政府を民主的に形成するというCapitantの主張はCarré de Malbergの影響であったとはいえない。むしろ、Capitantの論稿はそれ以前にすでに公表されていたBMGの論稿と二つの重要な共通点を有する。

まず、比較法のリソースとしてCapitantはBMGと同様に東ヨーロッパ、特にドイツの州憲法に注目し、議会制の概念上の刷新を図った。第一次世界大戦後に成立したプロイセン自由州を特に例に挙げ、以上のような州憲

170） R. CARRÉ DE MALBERG, *La loi, expression de la volonté générale*, réimp, *op. cit.* ; R. CARRÉ DE MALBERG, « Considérations théoriques sur la question de la combinaison du référendum avec le parlementarisme », *RDP*, t. 48, 1931, pp. 5-24.

171） R. CARRÉ DE MALBERG, *Contribution à la théorie générale de l'État. Spécialement d'après les données fournies par le droit constitutionnel français*, 2, Paris, Sirey, 1922, not. ch. 2. de « Les organes de l'État ».

172） R. CAPITANT, « Carré de Malberg et le régime parlementaire », *in Relation des Journées d'Études en l'honneur de Carré de Malberg（1861-1935）*, Paris, Dalloz, coll. Annales de la Faculté de droit de Strasbourg, 1966, p. 126.

173） R. CARRÉ DE MALBERG, *La loi, expression de la volonté générale*, réimp, *op. cit.*, p. 198.

法においては大統領のような国家元首が不在で、さらに、少なくとも首相が議会から選出される「議会主義」がみられると述べる[174]。さらに以上のような「議会主義」は厳密な意味でスイスにおける政治体制とは区別されると続ける。これらの二つの政治制度は「責任」と「従属」の違いにより区別される。つまり、Capitantによると、スイスの場合と違い、議会によって選出された大臣らは自らの辞職をかけて法律の投票を行うことができる[175]。次に、CapitantもBMGと同様に[176]、厳密かつ段階化された権力分立に基礎付けられていた従来までの「議会主義」を批判する[177]。

つまり、Capitantは「議会主義」を議会と政府の権力の段階性から解放し、執行府の議会への政治責任を制度化すること[178]と議会多数派との連関による政府形成[179]によって、「議会主義」の民主的正統性の基礎の強化を試みた。それゆえCapitantは民主的正統性が分裂を起こしたり多数派形成が困難な状況を起こしたりすることのないように憲法改革運動においては比例代表制[180]とレファレンダムの導入[181]に慎重な姿勢をとっていた。さらに、Capitantは政府の民主的正統性獲得を基礎に政府への「法規制定権限」の授権を提言していく。

Capitantにとって政府の民主的正統性の獲得は自由を有する執行権を意

174） R. CAPITANT, « Régimes parlementaires », art. cit., pp. 50-51.

175） *Ibid.*, pp. 51-52.

176） B. MIRKINE-GUETZÉVITCH, « La nouvelle tendance du Droit constitutionnel. Le renforcement de l'Exécutif et le régime parlementaire », art. cit., p. 528.

177） R. CAPITANT, « Régimes parlementaires », art. cit., pp. 45-50.

178） J. BOUGRAB, *Aux origines de la Constitution de la IVe République, op. cit.*, pp. 52-54 ; O. BEAUD, « La crise de la IIIe République sous le regard du jeune René Capitant », *in* C.-M. HERRERA (dir.), *Les juristes face au politique. Le droit, la gauche, la doctrine sous la troisième République*, t. 1, Paris, Kimé, 2003, p. 153 ; H. TRUCHOT, *Le droit constitutionnel de René Capitant. Contribution au développement d'une légitimité démocratique, op. cit.*, pp. 202-206.

179） S. PINON, *Les réformistes constitutionnels des années trente. Aux origines de la Vᵉ République, op. cit.*, p. 119 ; *ibid.*, pp. 206-211.

180） H. TRUCHOT, *ibid.*, pp. 216-219.

181） *Ibid.*, pp. 212-216.

味した。議会多数派による執行府形成は直接選挙による民主的「正統性」が執行府まで及ぶことで議会の意志と執行府の意志を区別した[182]。つまりこれは、同一の民主正統性の源泉が二つの政治的意志を支えることを意味する。この点Capitantは、「議会の意志による支配なしに執行府は何もできない」[183]と考えた1920年代のCarré de Malbergのrégime représentatifの実証的理解を「議会主義」の再構成にそのまま持ち込むことを避けたといえる。こうして、執行府の議会への従属を正当化していた権力分立から「議会主義」を解放することで、自由（liberté）と権威（autorité）が与えられた執行府が成立する。Capitantはこのように従来までの「議会主義」の理解から解放された執行府を「その手と意志のうちに特権とメカニズムを有した強い政府」[184]と表現した。

Olivier Beaudはこの「自由と権威からなるparlementarisme」が執行府について、二つの意味を有すると示す。つまり、自由な執行府とは「法規制定権限」と議会解散権を有した自律的で強い政府を、権威ある執行府は政府形成や政治責任の制度を通じて直接選挙によって得た正統性を有する責任ある政府を指す[185]。このようにCapitantもBMGも「議会主義」の民主的正統性の射程を執行府まで拡大し、こうして生まれた権力基盤を制度化された政治責任により基礎づけることで、執行府は「従順な法執行」を超え「執行府が議会に代わって法制定して統治する」必要がある[186]と唱えたのである。

182）O. BEAUD, « La crise de la IIIe République sous le regard du jeune René Capitant », art. cit., p. 153.

183）R. CARRÉ DE MALBERG, *Contribution à la Théorie générale de l'État. Spécialement d'après les données fournies par le droit constitutionnel français*, t. 2, *op. cit.*, pp. 105-107.

184）R. CAPITANT, *La réforme du parlementarisme,* Paris, Sirey, 1934, pp. 11-12.

185）O. BEAUD, « La crise de la IIIe République sous le regard du jeune René Capitant », art. cit., pp. 164-176. 樋口・前掲注12）14頁も同様の指摘をする。

186）R. CAPITANT, *La réforme du parlementarisme, ibid.*, p. 11 ; B. MIRKINE-GUETZÉVITCH, *Les Constitutions de l'Europe nouvelle*, Paris, Delagrave, 1930, pp. 35-36.

さらに、Capitantは能動的な執行府を委任立法や独立命令権の授権によって具体化した改革案を提示した[187]。特に、委任立法は1930年代に政治実践として一般化していたこともあり、改革案の一部として受け入れられていく。

1939年にÉmile GiraudとAndré Ganemによって作成された新憲法私案では政治的、経済的、社会的危機に対応するために立法委任を取り込み[188]、特にGiraudはレジスタンス期もデクレ・ロワの憲法制度化を提唱し続けた。さらに、1940年7月以降のVichy政権に対するレジスタンス運動においては秘密裡に新憲法私案が作成されたが、立法委任は新憲法における重要な制度として位置づけられていた[189]。特に、第五共和政憲法制定において中心的存在となるMichel Debréは、無制限の委任立法こそ「議会主義」の退位であると考えた[190]が、実際には「議会と政府の間に法律事項と命令事項の厳格な区分」[191]を導入し「議会が委任できない議会権限に留保された事項を憲法で定める」[192]という条件付きで制度化された委任立法を自らの新憲法案に取り込んだ。

これまで、本稿は戦間期のフランスの政治危機に注目し[193]、政治危機の要因として「議会主義」が捉えられたことで、「議会主義」概念そのも

187） R. CAPITANT, *La réforme du parlementarisme, op. cit.*.

188） É. GIRAUD et A. GANEM, « Le plan de réforme d'ordre constitutionnel », *RDP*, t. LVII, n° 1, 1940, p. 55.

189） 詳しくは、É. QUINART, *L'émancipations du pouvoir réglementaire（1914-1958）, op. cit.*, pp. 135-141.

190） M. DEBRÉ, « Le problème constitutionnel français », *Les Cahiers politiques*, n° 8, 1944, p. 15.

191） M. DEBRÉ et E. MONICK, *Refaire la France. L'effort d'une génération*, Paris, Plon, 1945, pp. 131-132.

192） M. DEBRÉ, « Le problème constitutionnel français », art. cit., p. 15.

193） G. BURDEAU, *Le régime parlementaire dans les Constitutions Européennes d'après guerre, ibid.*, 1932, p. 2は戦間期の政治状況を「道徳的危機、知的危機、経済危機、政治危機、及び、parlementarismeの危機」と表現する。L. BLUM, *La réforme* gouvernementale, 2e éd., Paris, Bernard Grasset, 1936, pp. 211-227も戦間期の政治状況の一要因として道徳的危機をみていた。

のが合理化されたことを分析してきた。第三共和制中期までは代表制の媒介で主権の有する正統性を議会に独占させるという「議会主義」が支配的視角であったが、実践においては議会による政府統制（contrôle parlementaire）や委任立法を通じ、議会と政府の間に逆説的な関係が生まれていた。憲法改革運動での概念刷新は「議会主義」を段階化された権力分立観念から解放することで議会と政府の逆説的な関係を解消し、権力の民主的正統性を政府まで貫徹させ執行府の能動性を生んだ。

しかし、政治におけるガバナビリティーを確保するためには議会と執行府の権限配分の実効性が保障される必要がある。つまり、BMGやCapitantの提示した新たな「議会主義」概念が理論上のみならず実際の政治実践で成立するためには、授権された権限が実効的に行使される必要があった。第四共和制においては憲法13条が委任立法を禁止していたにもかかわらず、政治実践ではloi-cadreという委任立法が行われていた。第四共和制で再び議会統治制を経験したフランスは第五共和制憲法において「議会主義の合理化」が実効性を有するように議会と政府の権限配分の有効性を担保する機関として憲法院を構想していく。

田中　将人（たなか　まさと）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
パリ第一大学博士課程（比較法）
フランス憲法院招聘研究員
パリ第一大学、及び、パリ・エスト・クレテイユ大学非常勤講師
龍谷大学矯正・保護総合センター嘱託研究員
最終学歴　パリ第一大学修士課程（公法）
所属学会　全国憲法研究会・憲法理論研究会・日本法哲学会・国際人権法学会
専攻領域　憲法・法理論・比較法
主要著作　「『裁判官の良心論』からみる日本憲法学と法実証主義の対話可能性」『法学政治学論究』138号（2023年）